## 特定外国法人に対する融資等に関する審査基準について

当行は、令和5年法律第11号「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」に基づき新たに実施可能となった特定外国法人に対する融資等の検討にあたり、経済安全保障の視点を含む日本の産業の国際競争力の維持及び向上に資するよう、以下の点等を審査する。

また、当該検討にあたっては、特定外国法人とサプライチェーンのつながりのある日本企業(海外日系企業を含む。以下同じ。)又は事業基盤の利用において関係のある日本企業から支援要請があることを前提とする。

- 1. 以下の点等を総合的に勘案し、当行による融資等が、日本企業が調達する重要物資のサプライチェーン強靱化や日本企業が利用する重要技術の提供促進に必要であると認められるか。
  - ・ 当行による融資等が特定国への依存を高めないか
  - 特定外国法人の取引全体において日本企業が主たる納入先となっているか
  - ・ 特定外国法人を通じて供給される物品等が代替調達困難なものか
  - 当行による融資等が日本企業に対する供給も想定した生産ラインの増強等 に充てられるか
- 2. 外部の法的環境等により支援対象事業に支障が生じる懸念がないか。
- 3. 我が国の産業のノウハウやデータが外部に流出する懸念がないか。

その他、通常の融資案件等と同様、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」に基づく環境社会配慮が実施されていることの確認は別途行う。

以上